議案第60号

つくば市火入条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市火入条例の一部を改正する条例

つくば市火入条例（平成６年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「中止等」を「中止」に改め、同条第１項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は消防法（昭和23年法律第186号）第22条第３項に規定する火災に関する警報（つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）第38条の９に規定する火災に関する警報を含む。以下「火災警報」という。）若しくは同条例第38条の８第１項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）」に改め、同条第２項中「火入れの中」を「火入中」に、「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災注意報」を加え、「ときには」を「場合には」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報の発令、森林等における火入れの中止の条件等について所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第60号資料

つくば市火入条例（平成６年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第１３条　（略）	第１条―第１３条　（略）
（火入れの中止）	（火入れの中止等）
第１４条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は消防法（昭和23年法律第186号）第22条第３項に規定する火災に関する警報（つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）第38条の９に規定する火災に関する警報を含む。以下「火災警報」という。）若しくは同条例第38条の８第１項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）が発令された場合には、火入れを行ってはならない。	第１４条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
２　火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	２　火入責任者は、火入れの中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。
第１５条　（以下略）	第１５条　（以下略）

議案第 60 号

つくば市火入条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室

○　制定・改廃の経緯及び内容

林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報の発令、森林等における火入れの中止の条件等について所要の改正を行うため、条例の改正を行うものである。なお、現行のつくば市火入条例では、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発表・発令された場合の対応を定めているが、林野火災注意報への対応や林野火災警報と火災警報との関係が明確に規定されていないことから、発表・発令の用語及び条文の表現を整理するなど、所要の改正を行う。

○　他自治体の状況等

水戸市、常陸大宮市、下妻市においては、火入れの中止事由に林野火災に関する注意報を追加した上で、火入れの中止及び消火を努力義務としている。また、土浦市等の県内 11 市町においては、林野火災に関する注意報を中止事由に追加し、火入れの中止及び消火を義務付けている。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

・森林法第 21 条
・消防法第 22 条第３項及び第４項

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

本改正により、火入れの許可期間中であっても、林野火災注意報が発令された場合には火入れが禁止され、実施中は速やかな消火が義務付けられる。

林野火災注意報は、強風注意報や乾燥注意報が発表されていない場合にも発令されるため、出火の未然防止と延焼拡大の抑制が期待される。また、火入れの実施判断が明確となり、消防部局と連携した防火指導の実効性向上が見込まれる。